

建設工事の積算疑義申立手続について

令和6年4月1日
長浜市総務部契約管理課

本市が行う建設工事の入札案件は、入札の透明性・公正性を確保するため、落札を決定する前に、積算内訳書（公表用設計書）の公表・閲覧を行うとともに、設計に関する積算疑義の申立てを受け付けることとしています。

1 積算疑義申立てを受け付ける対象案件及び申立てができる者

対象案件	契約管理課で執行する建設工事の電子入札案件のうち、入札公告時に金抜き設計書を提示した工事とします。ただし、落札候補者が決定しなかった場合の入札は除きます。
申立てができる者	当該入札工事案件に入札書を提出した者（以下「応札者」といいます。）を対象者とします。

2 積算疑義申立ての期間について

申立期間	開札日の翌日から起算して2日間（この期間のうち長浜市の休日を定める条例に規定する市の休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の日）がある場合は、当該休日は除きます。）
申立時間	1日目は午前9時から午後5時まで、2日目は午前9時から正午まで

※ 申立期間を過ぎた疑義の申立ては受け付けません。

3 落札保留について

落札保留の内容	<ul style="list-style-type: none">・落札者の決定は、疑義申立てにより入札が無効となる場合があるため、開札後直ちに落札決定を行わずに、回答手続きが完了するまでの間、落札保留とします。・予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の入札価格のうち一番低い額である者（総合評価方式の場合は、予定価格の範囲内で評価値の一番高い者）を落札候補者とします。（2者以上ある場合は、くじにより決定します。）
---------	--

4 積算疑義申立ての対象となる事項について

該当	積算内訳書を確認しないと疑義を判明することができない事項
非該当	<ul style="list-style-type: none">・積算疑義申立ての対象となる建設工事が特定できないもの・公表された設計図書等で確認できるもの・積算疑義の内容が、複数想定できるなど積算上の不確定な要素で、入札

	<p>公告における質問回答受付期間中に質問を行い確認すべきものであるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算疑義の内容が具体的でないもの、その他積算疑義の内容が特定できないもの ・積算疑義申立ての期間後に提出されたもの ・応札者以外の者から提出されたもの ・その他、当該入札に直接関係ないもの
--	--

5 積算内訳書（公表用設計書）の閲覧方法について

閲覧先	・契約管理課において、積算内訳書の閲覧ができます。
閲覧方法	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧をしていただくには、「積算内訳書閲覧請求書」（様式第1号）の提出が必要です。当該請求者が応札者であることを確認したうえで、閲覧を認めます。 ・金額入り設計書は1部のため、閲覧をお待ちいただく場合があります。
積算内訳書の複写	・メモ及びデジカメ等の電子機器による撮影はできますが、積算内訳書の持ち出し及びコピーはできません。

6 積算疑義の申立てについて

前述5の積算内訳書の閲覧後に、設計に関する疑義を申し立てるときは、次の手順を行ってください。申立てができるのは、当該工事の積算内訳書の閲覧をした者に限ります。

提出先	・契約管理課に持参
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・積算疑義申立書（様式第2号） ・積算疑義に関する具体的な資料等

※「設計書に明示又は質問・回答に記載されている事項」、「入札前に質問できた事項（例：設計書等と図面の数量の差異）」、「自分が想定した単価と合わない」等は疑義の対象としません。

7 積算疑義の申立てがされなかった場合について

積算疑義の申立てがされなかった場合は、積算疑義申立て期間の最終日（ただし、その日が長浜市の休日を定める条例に規定する市の休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の日）にあたる場合は、その翌日）の午後5時までに、落札候補者を落札者として落札決定通知書により通知します。

なお、場合により通知の時刻が遅れることがあります。

8 積算疑義の申立てがあった場合について

積算疑義の申立てがあった場合における設計書等の調査を行った後の手続は、下表の（1）及び（2）のとおりとします。

積算疑義の申立者へは、「積算疑義申立てに係る回答書」（様式第3号）により、積算疑義申立

て期間の最終日の翌日（ただし、その日が長浜市の休日を定める条例に規定する市の休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の日）にあたるときは、その翌日）の午後1時までには回答を予定しています。（設計担当課から回答）

(1) 設計書に誤りがなかった場合
・積算疑義申立者に回答した後、設計に誤りがなかった旨を契約管理課窓口で公表して、落札候補者に落札決定通知書を通知します。
(2) 設計に誤りがあった場合
・入札は無効とします。 ・疑義申立者に回答した後、応札者に設計の誤りの内容及び入札を無効とする旨を記した取止め通知書を送付します。

9 積算疑義の申立てにより入札中止とした案件の取扱いについて

(1) 設計の見直し

積算疑義の申立てにより入札中止とした案件は、設計を見直し、内容を一部変更して原則改めて入札を執行します。

(2) 入札の方法

再度入札する場合、入札公告の参加資格要件については「入札中止とした案件」と同一とします。

10 その他

積算疑義申立ての内容及び調査の結果、前述の対応では公正妥当な事後処理とならない場合は、当該積算疑義の内容等を踏まえて適切に対応します。